

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、地方が責任をもって感染症への対応、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現、地方創生の推進、人づくり、安全・安心なくらしの実現、活力ある地域社会の実現などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう地方単独事業も含めた歳出の積み上げを行うとともに、先行き不透明な地方の税収動向を的確に反映し、令和5年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

なお、公共施設(学校、庁舎等)に係る光熱水費の高騰の影響についても的確に反映すること。

また、臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 新たに創設される「デジタル田園都市国家構想交付金」については、引き続き、地方が地方創生の取組やデジタル技術を活用した地方活性化の取組を一層深化、加速させることができるよう(※)、交付金総額の拡充も含め十分な所要額を確実に確保するとともに、財源を恒久化するなど、財政面で継続的に支援すること。また、交付金の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

※特に、マイナンバーカードに係る交付金の申請条件等の設定については、カードの普及に資すると考えられるデジタルを活用した地域の課題解決・魅力向上に向けた意欲的な取組や地方創生の継続的な取組に支障が生じることのない制度設計とすること。

- 試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援するため、他地域で確立されたモデル・サービスを横展開するものだけでなく、データ連携基盤の活用以外のものも含め、先進的なサービスの開発・実装を目指す事業や複数年度にまたがって段階的に実施する事業にも、交付金が柔軟に活用できるよう、交付対象の拡充や運用の改善を図ること。

【提案先省庁：内閣府，デジタル庁，総務省，財務省】

現状及び課題

- 令和4年度地方財政計画においては、前年度と同水準の62.0兆円の一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は解消されていない。

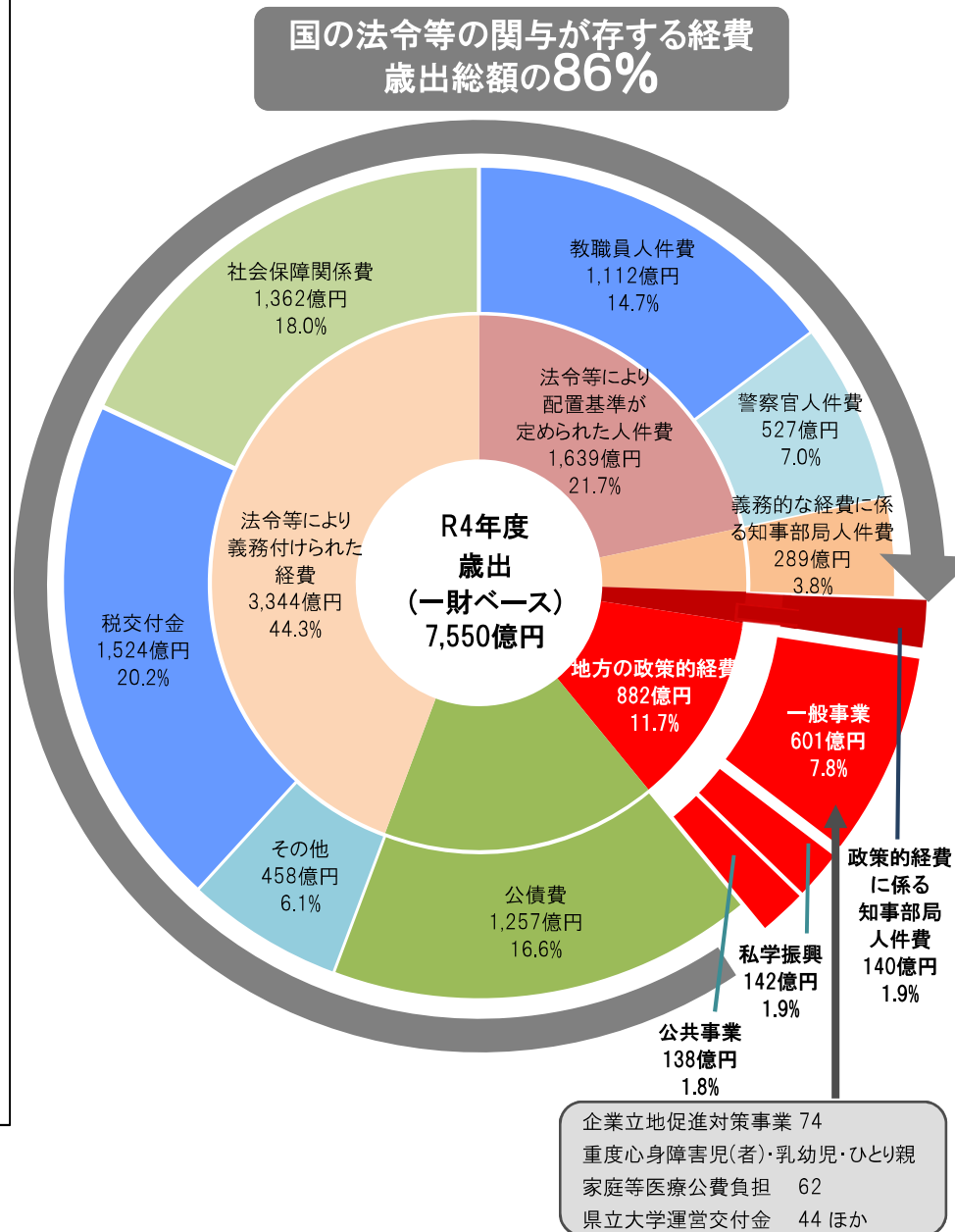
◆一般財源総額(水準超経費除き)

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R3地方財政計画	62.0兆円	40.3兆円	17.4兆円	5.5兆円
R4地方財政計画	62.0兆円	44.1兆円	18.1兆円	1.8兆円
前年度比	+0.0兆円	+3.8兆円	+0.6兆円	▲3.7兆円

- 広島県の歳出総額 1兆1,440億円(R4年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,550億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等



6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 更に令和3年度においては、新型コロナ対策により、多額の基金を活用したことから、一時は、財源調整的基金が100億円を下回る状況となったが、国の交付金の活用や県税収入見込みの増により令和3年度末には平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和4年度当初予算においても、新型コロナ対応や頻発する豪雨災害への対応などに多額の基金を活用せざるをえず、財源調整的基金の残高は大きく減少し、非常に厳しい財政状況が続く見込となっている。

課題

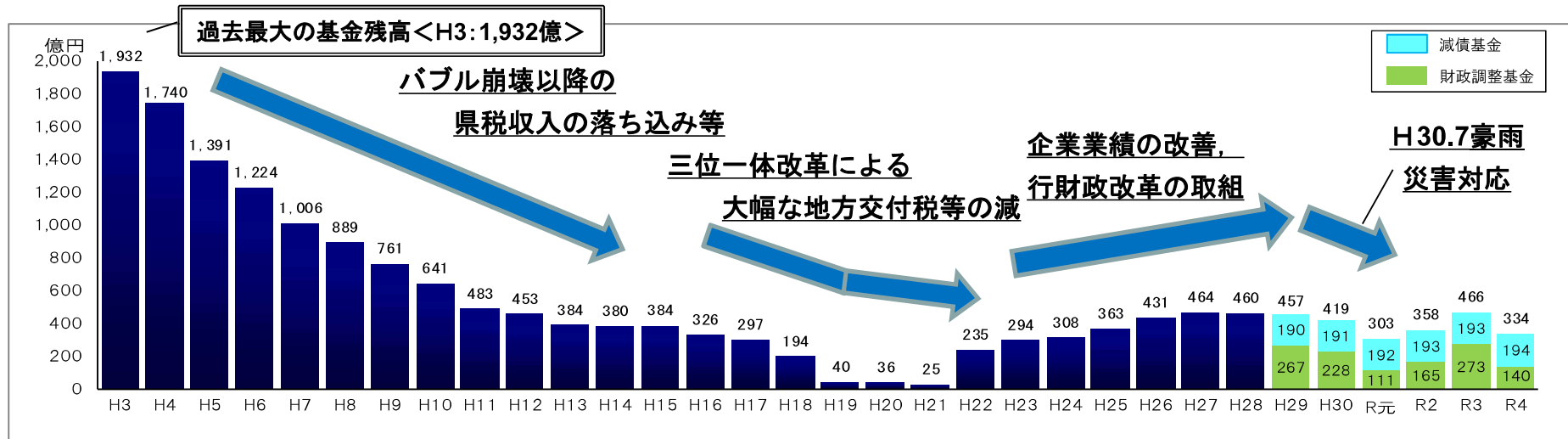
- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害対応や、この度の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、まさに一瞬で激減するものである。

また、こうしたリスクに対して柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■ 広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、R3年度までは決算値、R4年度は9月補正予算後の見込み。

6 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／広島県の取組

- 「地方創生推進交付金」及び「デジタル田園都市国家構想推進交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。
- デジタル田園都市国家構想実現会議(第8回)において、「地方創生推進交付金」「地方創生拠点整備交付金」「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の統合の方針が示された。

(〔令和4年6月1日開催〕「デジタル田園都市国家構想実現会議(第8回)議事要旨」抜粋)

「支援策については、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金、この三つの交付金を新たにデジタル田園都市国家構想交付金に統合し、地方公共団体の構想実現に向けた取り組みを国としても強力に支援をいたします。」

課題

- 統合後の制度においても、地方が地方創生に資する取組を進める上で必要な所要額の確実な確保が必要。
- 財源が一時的なものでなく恒久的なものである必要。
- 現行の交付要件では、地域独自の課題解決に向けて実証実験等の試行錯誤を進める取組等が支援対象となっていないため、交付金の用途の拡大や運用の改善が必要。